

全国健康保険協会における会計監査人について

次のとおり、提案書を募集します。

平成25年6月3日
全国健康保険協会

1. 募集の概要

当協会は、健康保険法の定めにより、会計監査人の監査の対象となっている。

会計監査人の選任は厚生労働大臣が行なうが、当協会が候補者名簿を作成し、厚生労働大臣に提出することとされている。

については、平成25事業年度の会計監査人候補者名簿を作成するにあたり、会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人または公認会計士の方から提案書を募集する。

2. 参加条件

(1) 公認会計士または監査法人であること。(公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者を除く。)

(2) 当協会の本部の所在地である東京都に主たる事務所があり、かつ、全国にある当協会の支部に対する監査を適切に行うことができること。

3. 会計監査人の候補者の選定

提出された提案書について評価を行い、会計監査人の候補者を選定する。

4. 説明会の開催

(1) 日時

平成25年6月10日(月) 11時~12時

(2) 場所

全国健康保険協会会議室(所在地は、下記記載の「本件担当・連絡先」の所在地と同じ)

(3) 内容

提案書募集要領について

5. 提案書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

下記記載の「本件担当・連絡先」

(2) 受付期間

平成25年6月12日(水) 12時まで

(3)受付方法

電子メールまたはFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(4)回答

平成25年6月14日（金）12時までに、説明会出席者及び質問の提出者に対してメールまたはFAXにて行なう。

6．提案書の提出期限等

(1)提出期限

平成25年6月21日（金）12時

(2)提出先

下記記載の「本件担当・連絡先」

(3)提出部数

印刷原稿13部

(4)提出方法

直接提出（持参）または郵送とする。

7．提案会の実施

提案書を提出した者から提案内容等の説明を求めため、提案会（プレゼンテーション）を実施する。

日時等については、個別に連絡する。

8．提案書の無効

「2．参加条件」に示した条件を満たさない者、その他の応募の条件に違反した者の提案書は、無効とする。

9．その他

(1)募集の詳細は、提案書募集要領による。

【本件担当・連絡先】

所在地：〒102-8575

東京都千代田区九段北4 - 2 - 1

市ヶ谷東急ビル9階

担 当：全国健康保険協会監査室 中村

電 話：03-5212-8222

F A X：03-5212-8239

E-mail：nakamura-kimio@kyoukaikenpo.or.jp

全国健康保険協会における会計監査人について
- 提案書募集要領 -

1．総則

全国健康保険協会（以下「協会」という。）の平成25事業年度における会計監査人の候補者の選定に係る提案書の募集については、この要領に定める。

2．応募資格

- (1)公認会計士または監査法人であること。（公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者を除く。）
- (2)協会本部の所在地である東京都に主たる事務所があり、かつ、全国にある当協会の支部に対する監査を適切に行うことができること。

3．説明会の開催

- (1)日時
平成25年6月10日（月）11時～12時
- (2)場所
全国健康保険協会会議室
（東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9階）
- (3)内容
提案書募集要領について

4．提案書募集に関する質問の受付及び回答

- (1)受付先
全国健康保険協会監査室 担当：中村
〒102-8575
東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9階
電 話 03-5212-8222
F A X 03-5212-8239
E-mail nakamura-kimio@kyoukaikenpo.or.jp
- (2)受付期間
平成25年6月12日（水）12時まで
- (3)受付方法
電子メールまたはF A X（A4、様式自由）にて受け付ける。
- (4)回答
平成25年6月14日（金）12時までに、説明会出席者及び質問の提出者に対してメールまたはF A Xにて行なう。

5. 提案書の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

全国健康保険協会における会計監査人の候補者の選定に係る提案書（提案書に記載する項目は、別添1「提案書作成要領」のとおり）

(2) 提出期限等

提出期限

平成25年6月21日（金）12時

提案書の提出場所及び作成に関する問い合わせ先

4(1)と同じ

提出部数

印刷原稿13部

提出方法

直接提出（持参）または郵送とする。

提出に当たっての注意事項

ア 直接提出する場合の受付時間は、平日の10時～12時、13時～17時（最終日は12時まで）とする。

イ 郵送の場合は、提出期限までに の場所に必着するように送付すること。未着の場合の責任は提出者に属するものとし、期限内に提出がなかったものとみなす。

ウ 提出された提案書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 提出された提案書は、提出者に無断で使用しない。

オ 他の監査法人または公認会計士から提出された提案書は開示しない。

カ 虚偽の記載をした提案書は、無効とする。

キ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提案書提出後、追加で資料を依頼することがある。

(3) 提案書の様式等

用紙サイズ等

ア 提案書の用紙サイズは日本工業規格A列4判とする。ただし、図表については、日本工業規格A列3判を使用して差し支えない。

イ 提案書は、40ページ以内とすること。なお、1ページあたり2枚割付、両面印刷も可とする。

使用言語

ア 日本語で作成すること。ただし、専門用語であって、英文等表記が一般的であるものについては、英文等表記として差し支えない。

イ 専門家以外にも理解ができるよう、分かりやすく平易な表現とすること。また、業界や自社独自の専門用語を使用する必要があるときは注釈を付し、用語集を添付すること。

構成等

提案書は簡潔かつ明瞭な構成とすること。

6．提案会の実施

提案書を提出した者から提案内容等の説明を求めため、提案会（プレゼンテーション）を実施する。

日時については、個別に連絡する。

7．評価の実施

(1) 協会は、提出された提案書について評価を行い、会計監査人の候補者を選定し、候補者名簿を作成する。（提案書の評価項目及び配点は、別添2「提案書評価項目・配点」のとおり）

(2) 協会は、厚生労働大臣に候補者名簿を提出する。

(3) 厚生労働大臣が選任した会計監査人には、大臣から文書にて通知される。

8．留意事項

(1) 協会と会計監査人との契約の締結は、平成25年8月を予定していること。

(2) 監査業務の実施期間及び任期は、平成25年8月から平成25年度の財務諸表について厚生労働大臣の承認の時（平成26年7月末日途）までを予定していること。

(3) 契約は、別添3「監査契約書（案）」により締結するものであること。なお、別添3「監査契約書（案）」の各条項については、契約締結前に協会と会計監査人とが協議し、変更することができること。

(4) 契約書への記名押印は、初めに会計監査人が行い、次に協会が行うこと。両者が契約書に記名押印しなければ、契約が確定しないものであること。

(5) 本業務中に知り得た全ての情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならないこと。

提案書作成要領

[記載事項]

1. 監査体制
 - (1)本部及び支部を監査するチーム体制
 - (2)実際に監査を行う者の人数、氏名、経験等
(注)経験には、独立行政法人会計基準等を理解していることを証する事項を含む。
 - (3)監査のサポート体制
(注)適正かつ効率的に監査を実施するために必要な監査法人内部の体制等について記載すること。

2. 監査実施要領
 - (1)監査の計画(作業内容、監査日数、期間等)
 - (2)具体的監査実施方法

3. 監査費用
 - (1)監査費用等
協会支部への往査を最低20支部程度行うものとし、その際の旅費交通費等も含めること。
「監査実施状況調査(平成23年度)の各監査区分ごとの総計表」を参考指標とすること。
 - (2)見積り、積算の方法(具体的に記載のこと)
 - (3)監査日数等に変更が生じた場合の費用変更方法

4. 監査実績、コンサルティング実績等
 - (1)公的法人(独立行政法人、特殊法人、その他。移行前組織を含む。)に対する監査実績、コンサルティング実績等
 - (2)独立行政法人会計制度の検討会議、専門部会等への関与実績
 - (3)企業等に対して行なった「健康保険制度」に関するコンサルティング実績・概要等(グループ会社が行なったコンサルティングも含む。)
(注)(1)~(3)の実績は、平成22~24年度のものとする。

[付記事項]

1. 監査法人の場合、法人の概要。個人の場合、法人の概要に準ずる事項
2. 健康保険法7条の29第4項に該当しないことの証明
3. 公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理を行っていることの証明
4. 直近の公認会計士協会レビュー結果の概要
5. 公認会計士法第34条の5に規定する業務に関し提起された訴訟等案件がある場合にはその概要(平成22年度以降)
6. その他の参考事項

【別添2】

提案書評価項目・配点

項目	評価項目	配点
1. 監査体制の評価	(1)本部及び支部を監査するチーム体制	10
	(2)実際に監査を行う者の人数、氏名、経験等	5
	(3)監査のサポート体制	5
2. 監査実施要領	(1)監査の計画	10
	(2)具体的監査実施方法	10
3. 監査費用	(1)監査費用等	30
	(2)見積り、積算の方法	5
	(3)監査日数等に変更が生じた場合の費用変更方法	5
4. 監査等実績・その他	(1)独立行政法人・特殊法人等に対する監査・コンサルティング実績、独法会計制度の検討会議等への関与実績	10
	(2)その他	10

監査契約書(案)

委 嘱 者 全 国 健 康 保 険 協 会

受 嘱 者

委嘱者と受嘱者とは、健康保険法所定の会計監査人としての欠格事由のないこと、公認会計士法の業務制限に当たらないこと及び日本公認会計士協会倫理規則に基づき独立性を保持していることを確認し、次のとおり監査契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本契約と一体をなすものとして、委嘱者と受嘱者とにおいて効力を有するものである。

1. 監査の目的及び範囲

受嘱者は、独立の立場から、健康保険法第7条の29第1項の規定に基づき、次に掲げる委嘱者の財務諸表等に対する意見等を表明することを目的として、監査を実施する。

(1) 財務諸表監査

すべての勘定に係る勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)(以下「利益処分案等」という。)を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書

(2) 健康保険法が要求する利益処分案等、事業報告書及び決算報告書に対する意見

各勘定に係る利益処分案等、事業報告書(第6期事業年度の会計に関する部分に限る。)及び各勘定に係る決算報告書

2 . 監査の対象となる事業年度

自 平成 2 5 年 4 月 1 日

第 6 期

至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

3 . 指定有限責任社員の通知

受嘱者は公認会計士法第 3 4 条の 1 0 の 5 に基づき、本契約における監査について、下記の社員を業務を担当する社員として指定し、本契約成立時に委嘱者に通知したものとする。

公認会計士

(当該事業年度を含む継続関与会計期間 会計期間)

公認会計士

(当該事業年度を含む継続関与会計期間 会計期間)

公認会計士

(当該事業年度を含む継続関与会計期間 会計期間)

4 . 指定有限責任社員以外の主な監査従事者の氏名及び資格

公認会計士

公認会計士

5 . 財務諸表等の提出期限

健康保険法第 7 条の 2 8 第 2 項の規定を勘案し、委嘱者と受嘱者とが協議のうえ、別途、定める。

6 . 監査報告書等の提出期限

健康保険法第 7 条の 2 8 第 2 項の規定を勘案し、委嘱者と受嘱者とが協議のうえ、別途、定める。

7 . 受嘱者との連絡に当たる委嘱者の役職員の氏名及び役職名

経理グループ長 玉川 茂

8 . 監査予定時間並びに従事場所、時期及び日程

(1) 監査予定時間

監査従事者の監査予定時間については、受嘱者が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

指定有限責任社員	時間
公認会計士	時間
その他の	時間
合計	時間

(2) 従事場所、時期及び日程

従事場所、時期及び日程については、受嘱者の申出に従い、別途協議する。

9 . 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額

契約金額	円
消費税等	円
合計	円

(2) 支払の時期

別途協議する。

10 . 経費の負担

受嘱者の監査に要した経費（交通費、旅費、宿泊費等を含む。）は、受嘱者が負担する。

11 . 特約

(1) 裁判の管轄

本契約に関する一切の紛争解決について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成25年0月 00日

委 嘱 者 東京都千代田区九段北四丁目2番1号
市ヶ谷東急ビル

全 国 健 康 保 険 協 会

理 事 長 小 林 剛

受 嘱 者

指定有限責任社員

指定有限責任社員

指定有限責任社員

2. 及び関係事項の提実を当に
 2. 及び関係事項の提実を当に
 3. 及び関係事項の提実を当に
 4. 及び関係事項の提実を当に
 5. 及び関係事項の提実を当に
 6. 及び関係事項の提実を当に

第6条（監査報告書等の様式及び内容）
 2. 及び関係事項の提実を当に

第7条（監事とのコミュニケーション）
 2. 及び関係事項の提実を当に
 3. 及び関係事項の提実を当に

第8条（他の公認会計士等又は外部専門家の利用）
 2. 及び関係事項の提実を当に

第9条 削除

第10条（守秘義務）
 2. 及び関係事項の提実を当に
 3. 及び関係事項の提実を当に
 4. 及び関係事項の提実を当に
 5. 及び関係事項の提実を当に
 6. 及び関係事項の提実を当に

第11条（資料等の帰属）
 2. 及び関係事項の提実を当に

第12条（監査報告書等の利用）
 2. 及び関係事項の提実を当に

第13条（独立性の保持に関する情報提供）
 2. 及び関係事項の提実を当に

第14条（報酬の改定の申出）
 2. 及び関係事項の提実を当に

